



町民の消費生活に関する意見、要望等の把握および生活物資の流通、物価の動向等の調査を目的に、7名の別海町消費生活モニターが活躍しています。

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や要望等がありましたら、お住まいの地域担当モニターまでご連絡ください。

■各地域の消費生活モニター

- 小 板 順 子 さん TEL75-8004 (本別海、走古丹)
 山 本 都己子 さん TEL86-2055 (尾岱沼、床丹)
 沼 田 明 美 さん TEL75-3718 (別海、中西別、上風連、奥行)
 松 木 慶 子 さん TEL75-0301 (別海、中西別、上風連、奥行)
 小野寺 幸 江 さん TEL76-2470 (中春別、豊原、美原)
 佐 藤 純 子 さん TEL75-6996 (上春別)
 伊 勢 有 理 さん TEL77-2637 (西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別)



■消費生活モニターによる苦情・要望の受付期間 令和3年3月31日まで

問合せ／町民生活担当 (内線1213)

重度心身障がい者・ひとり親家庭等

医療費受給者証の申請について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。本年度の申請対象者には6月上旬に申請書を送付しますので、内容を確認の上、申請してください。

なお、所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

■対象者(親権者または生計維持者の所得制限があります。)

【重度心身障がい者】

- ①身体障害者手帳1級から3級(3級は内部障害に限る)をお持ちの方
 - ②療育手帳A判定をお持ちの方
 - ③精神保健福祉手帳1級か2級をお持ちの方
- ※2級の方は入院のみ助成

【ひとり親家庭等】

- ①ひとり親家庭の18歳未満(※)のお子さんと、その父または母
 - ②両親の死亡または行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満(※)のお子さん
- ※進学・未就労等により扶養されている場合は20歳未満となります。

■助成後の医療費負担(保険診療分)

- ・中学生以下のお子さん 無 料
- ・住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)のみ
- ・住民税課税世帯の方 総医療費の1割(月額限度額 入院57,600円、通院18,000円)

■申請期限 6月26日(金)まで

(期限内に申請された方には、7月中に新しい受給者証をお送りします。)

■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当
(内線1242・1243)

子ども医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。現在受給者証をお持ちの方には、7月末までに新しい受給者証を送付します。

なお、中学生は有効期間が中学校卒業までとなっており、そのまま引き続き使用できることから、改めて送付しませんので受給者証を誤って破棄しないようご注意ください。

新規で受給者証の交付を希望する方へ

今までに申請されていない方で、受給者証の交付を希望される方は下記申請先で手続きをしてください。

■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当
(内線1242・1243)